

◎新潟県告示第696号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の休止の届出があった。

令和8年8月21日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
医療法人社団おおじま内科医院	長岡市大島新町4丁目121番地14	令和8年4月25日